

島根県最低賃金改定のお知らせ

島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される島根県最低賃金が次のとおり改定されました。

この金額は、令和4年10月5日（水）以降の賃金から適用されます。

時間額 857円

なお、最低賃金には、①臨時に支払われる賃金 ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は含まれません。

最低賃金については

島根労働局労働基準部賃金室（TEL0852-31-1158）

または、

松江・出雲・浜田・益田の各労働基準監督署

にお問い合わせください。

※ 島根労働局雇用環境・均等室では、労働者の賃金引上げを図る事業主を支援するため「業務改善助成金」を取り扱っております。

詳しくは、島根労働局雇用環境・均等室（TEL0852-20-7007）

にお問い合わせください。

令和4年10月5日(水) **改定**

島根県最低賃金

時間額 857円

詳しいことは島根労働局労働基準部賃金室 (TEL0852-31-1158)

または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。